

鳥取市現業職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月26日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市規則第62号

鳥取市現業職員就業規則の一部を改正する規則

鳥取市現業職員就業規則（平成3年鳥取市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。